

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成10年2月から同年6月までは22万円、同年7月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月16日から同年8月16日まで

A事業所（現在は、B事業所）に勤務した申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成10年2月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所発行の当該期間に係る同年3月度から同年8月度までの給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、同年2月から同年6月までの期間については22万円、同年7月については20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、「申立人に係る標準報酬月額が確認できる当時の資料（申立人に係る『厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』等）は保管されていない。しかし、当社では、社会保険事務所（当時）へ届け出た報酬月額と連動して、厚生年金保険料を控除する給与システムを使用していたことから、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合った報酬月額（22万円）を社会保険事務所に届け出たはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成10年1月の標準報酬月額については、当該期間に係る同年2月度の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）より高額であるものの、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（11万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和56年8月から平成元年9月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月26日から平成6年3月15日まで
日本年金機構において記録されている、私がA事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、給与支払明細書で確認できる実際の報酬月額より低くなっているため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立期間のうち、昭和56年8月から平成元年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書等の資料において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与支払明細書等の資料により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、

前述の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和49年7月から54年9月までの期間、同年12月から56年7月までの期間及び平成元年10月から5年12月までの期間については、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額等に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と同額、又は下回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和54年10月及び同年11月については、オンライン記録上の標準報酬月額は20万円であり、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除額は9,100円であるところ、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額22万円に見合う1万100円であり、本来の控除額を毎月910円上回っていることが確認できる一方、当該期間直前の同年8月及び同年9月について、オンライン記録上の標準報酬月額は20万円であり、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除額は9,100円であるところ、当該期間に係る給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は8,190円であり、本来の控除額を毎月910円下回っていることから判断すると、同年8月及び同年9月に係る厚生年金保険料の控除額の不足分を、同年10月及び同年11月に係る厚生年金保険料の控除額で調整している状況が見受けられる。

さらに、申立期間のうち、昭和47年10月から49年6月までの期間、平成6年1月及び同年2月については、申立人は当該期間に係る給与支払明細書を所持しておらず、申立事業所も既に閉鎖され、当時の賃金台帳等の関連資料を確認することはできないが、i) 申立人から提出された「昭和49年度、市・府民税特別徴収税額の通知」及び「昭和49年、給与所得の源泉徴収票」から推認される昭和48年及び49年に係る厚生年金保険料の控除額はオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を下回っていること、ii) 申立人と同様に、A事業所B工場に勤務していたとする同僚の、47年10月から48年9月までの期間及び平成6年1月及び同年2月に係る給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることなど、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和47年10月から56年7月までの期間及び平成元年10月から6年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島国民年金 事案615

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年7月までの期間、59年8月から60年2月までの期間及び61年10月から62年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年7月まで
② 昭和59年8月から60年2月まで
③ 昭和61年10月から62年8月まで

私は、昭和54年4月頃、A都道府県B市区町村において国民年金の加入手続を行った。その後、同年10月にC市区町村（現在は、D市区町村）に帰郷して以後は、父親が、地区の納税組合の集金人を通じて、私の申立期間に係る国民年金の手続や保険料の納付を行ってくれたはずである。申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人に係るC市区町村作成の国民年金被保険者名簿等によれば、申立人は、申立期間①以前の昭和56年5月6日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得したことに伴い、同日付けで国民年金被保険者の資格を喪失しているところ、その後、再度申立人に係る国民年金加入手続（厚生年金保険から国民年金への種別変更手続等）が行われた事情は見当たらず、全ての申立期間は、国民年金未加入期間として取り扱われていることが確認できる上、不自然に記録訂正された形跡も確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これら保険料納付等を行っていたとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の状況は不明である。

このほか、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案616

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年9月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から47年9月まで

20歳になったとき、父親から国民年金に加入し、保険料を納付するよう厳しく言われた。このような父親であるので、私が結婚するまでの申立期間に係る国民年金保険料についても、父親が払ってくれたはずである。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後に手帳記号番号が払い出された被保険者の資格取得状況等から判断すると、昭和47年9月以降に、A市区町村において払い出されていることが推認でき、当該時点において、申立期間のうち、45年3月以前の期間の保険料については時効により納付することができず、45年4月以降の保険料についても、申立人から、当該期間に係る保険料が過年度納付されたことをうかがわせる供述等は得られない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ってくれたとする申立人の父親、及び申立期間当時に申立人と同居し、国民年金に加入していた申立人の母親も既に死亡しており、申立人の国民年金加入手続が行われた時期、当時の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が、申立人の姉3人の国民年金保険料とともに、申立人の申立期間に係る保険料を納付していた可能性が考えられるところ、オンライン記録等を確認したが、3人共に20歳到達時には国民年金には加入しておらず、i) うち二人は、申立期間は全て国民年金未加入期間、又は厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できること、ii) 一人は、

申立期間のうちの一部期間について、国民年金被保険者として保険料を納付している記録が確認できるが、「私の国民年金加入手続及び保険料納付は全て自分で行い、父親は関与していない。」と供述していることなど、申立人の父親が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案617

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から43年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から43年3月まで

申立期間は、国民年金保険料を申請免除していたが、昭和43年4月頃、A市区町村役場（現在は、B市区町村）から地区の集金に来ていた職員に免除期間の国民年金保険料を納付したので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村が作成した申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿において、i) 昭和37年7月から43年3月まで申請免除期間であること、ii) 昭和43年度は申請免除が却下となっていること、iii) 43年度の国民年金保険料について、申立人及びその妻は、45年4月及び同年6月にそれぞれ過年度納付していることが確認できる。

これらの事実から判断すると、申立人が納付したとする昭和43年4月頃において、申立人が現年度保険料を未納として、免除期間に係る保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は国民年金保険料をまとめて納付したのは、一度のみであるとしており、申請免除が却下となった昭和43年度の保険料を昭和45年4月にまとめて過年度納付していることが確認できることから、当該納付を誤って免除期間を納付したと記憶している可能性も否定できない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする元職員から当時の状況を聴取しても、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる供述は得られない上、申立人が納付したとする夫婦二人分の保険料額も、当時の保険料額と一致しない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案618

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月

私は、高校を卒業後にA市区町村で就職したが、父が病気になり昭和41年4月にB市区町村に帰郷した。その後すぐに、兄夫婦が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、義理の姉が家族の分と合わせて毎月集金に来ていた婦人会を通じて納付してくれていたはずなので、申立期間を保険料納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市区町村が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の国民年金の資格取得年月日が昭和41年6月1日であることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の兄夫婦も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料納付状況等は不明である。

さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の義理の姉が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年頃まで
昭和28年4月から29年頃までの期間において、A事業所の組織であるB工事現場の業務に従事していた。
当時の給与明細書は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所C課へ照会したところ、「現存する資料において、申立人は、昭和35年1月1日から当事業所で勤務した記録となっており、申立人が申立期間において当事業所の職員として在籍していたことを確認することはできない。」と回答している上、A事業所D局が保管する申立人の履歴書（作成年月日として昭和34年10月8日の日付が記載されている。）において、B工事現場で勤務していた旨の記載が無いことから、申立人が申立期間において、申立事業所で勤務していたことを推認できない。

また、A事業所C課は、「B工事現場が当事業所の組織であったことは確認できない。」としている上、事業所原簿及びオンライン記録を調査しても、申立事業所及び類似名称の事業所が、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していた状況は確認できない。

さらに、申立人は、記憶する同僚4人について、姓のみしか記憶しておらず、当該人物を特定することができない上、4人のうち一人については、申立人が、「本人は亡くなられていると思うが、ご家族が近所に住んでいる。」と供述していることから、当該家族に、文書による照会を行ったものの、回答は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月20日から15年3月26日まで
平成13年9月から15年3月までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた。当該期間の標準報酬月額について、年金事務所が記録する標準報酬月額は実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申立てているが、申立期間に係る給与明細書等の関連資料を所持しておらず、B事業所は、「申立期間当時の給与支給額、社会保険料の控除額等を確認できる資料は保管しておらず詳細は不明であるが、申立人の給与から控除する社会保険料額は、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合う保険料額を控除していた。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、オンライン記録において、申立期間当時、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、給与明細書等を所持している者はおらず、申立人が、オンライン記録において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、C市区町村より提出された申立人に係る平成15年度(平成14年所得分)の課税証明書において、社会保険料控除欄に記載された金額は、オンライン記録において確認できる平成14年1月から同年12月までの期

間の標準報酬月額に見合う健康保険、介護保険及び厚生年金保険のそれぞれの保険料額と雇用保険の保険料額を合算した額を上回っていないことが確認できる。

加えて、申立事業所から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（平成13年9月21日付け）及び「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」（平成14年1月29日付け）において、申立人の平成13年9月の資格取得時及び平成14年1月の随時改定に係る標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月6日から同年6月20日まで
申立期間については、A業務員として汽船B丸（船舶所有者は、C氏）に乗り組んでいたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が確認できない。
船員手帳の記載内容からも前記船舶に乗り組んでいたことは間違いないため、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が申立期間について船舶所有者C氏が所有するB丸にA業務員として雇入れされていたことは確認できる。

しかし、船員手帳の記載については、i) 雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であること、ii) 国土交通省海事局への照会結果によると、「平成17年1月4日以降は、雇入手続時に船員保険への加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れできない取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険への加入が雇入手続の必須条件ではなく、同保険への加入状況は確認していなかった。」としていることから判断すると、船員手帳に記載のある雇入期間をもって、船員保険に加入していたことを推認することはできない。

また、オンライン記録及び船舶所有者C氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が、申立期間当時に汽船B丸と一緒に乗り組んでいたと記憶する同僚のうち一人については、船員保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和38年4月10日から39年9月

22日までの期間における船員保険の被保険者記録に申立人の氏名等は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、船舶所有者名簿において、申立事業所は昭和63年8月20日に船員保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、船舶所有者であるC氏も既に死亡していることから、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除をうかがわせる関連資料等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。